

有機農業の拡大に向けた 施策等の動向

～有機農業関係予算～

令和5年9月

農林水産省

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

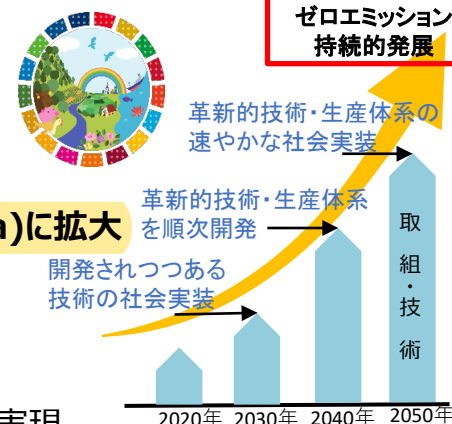
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

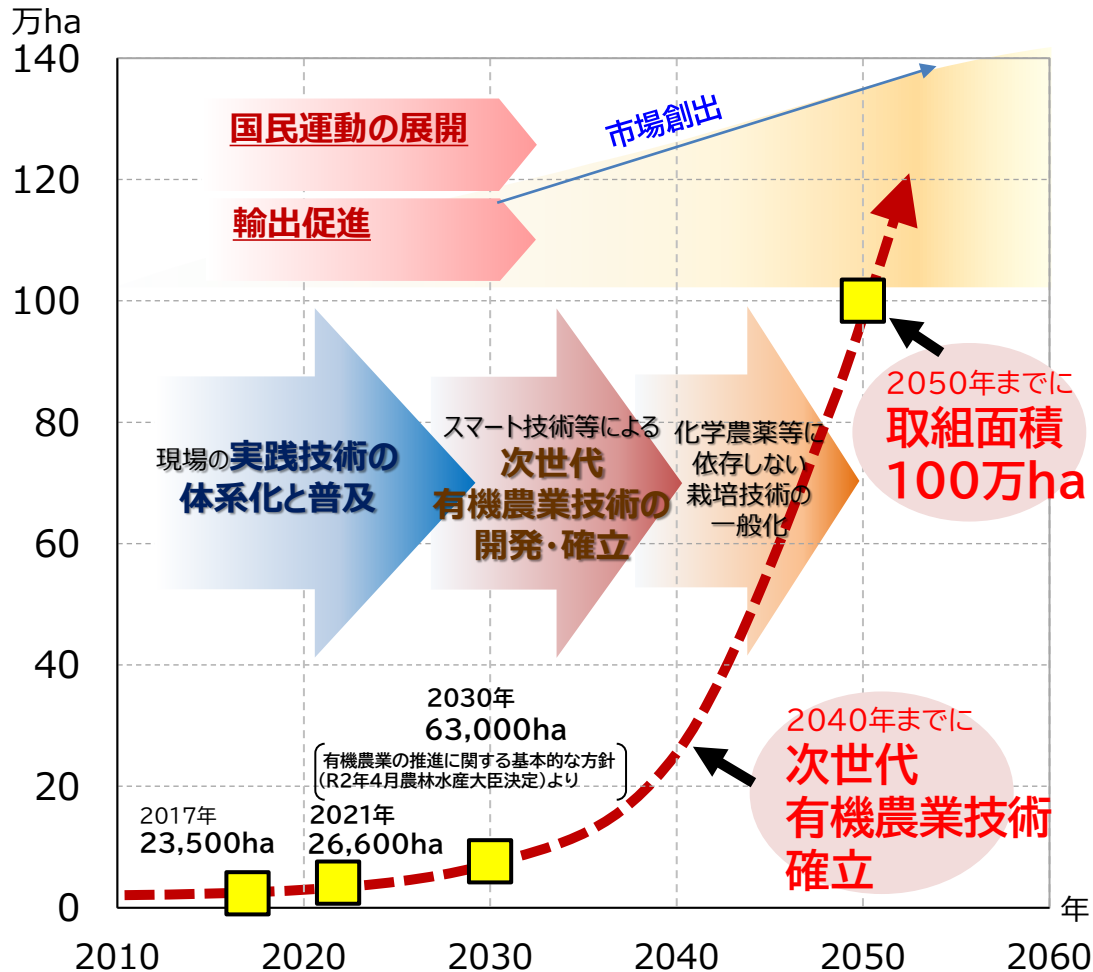
- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

有機農業の取組の拡大

目標

- **2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**（※国際的に行われている有機農業）
- **2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立**



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。

有機農業の取組面積

23.5千ha(2017)→63千ha(2030)

有機農業者数

11.8千人(2009)→36千人(2030)

有機食品の国産シェア

60%(2017)→84%(2030)

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%(2017)→25%(2030)

推進に関する施策

➤ 人材育成

➤ 産地づくり

➤ 販売機会の多様化

➤ 消費者の理解の増進

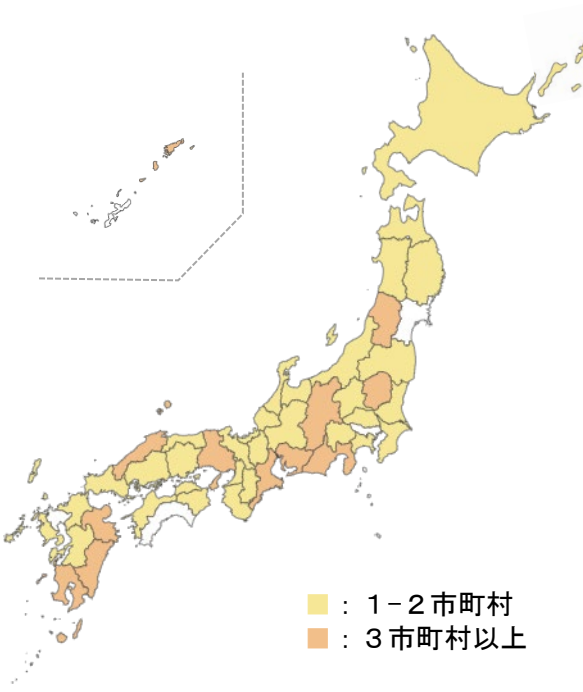
➤ 技術開発・調査

- 有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。
- 令和3年度補正予算から、みどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、令和5年度までに42道府県91市町村で取組を開始。

【実施市町村】

| 都道府県 | 市町村 | 都道府県 | 市町村 |
|------|---------------------------------|------|---|
| 北海道 | ① (安平町) | 滋賀県 | ① (甲賀市) |
| 青森県 | ② (黒石市、五戸町) | 京都府 | ① (亀岡市) |
| 岩手県 | ② (花巻市、一関市) | 大阪府 | ① (堺市) |
| 秋田県 | ① (大湯村) | 兵庫県 | ⑨ (神戸市、加東市、上郡町、豊岡市、養父市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、淡路市) |
| 山形県 | ⑦ (米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、高畠町、山形市、酒田市) | 奈良県 | ② (宇陀市、天理市) |
| 福島県 | ② (喜多方市、二本松市) | 和歌山県 | ① (かつらぎ町) |
| 茨城県 | ① (常陸大宮市) | 鳥取県 | ① (日南町) |
| 栃木県 | ③ (市貝町、小山市、塩谷町) | 島根県 | ⑤ (大田市、邑南町、江津市、浜田市、吉賀町) |
| 群馬県 | ② (甘楽町、高山村) | 岡山県 | ① (和気町) |
| 埼玉県 | ① (小川町) | 広島県 | ① (神石高原町) |
| 千葉県 | ② (佐倉市、木更津市) | 山口県 | ① (長門市) |
| 神奈川県 | ② (相模原市、小田原市) | 徳島県 | ② (小松島市、海陽町) |
| 山梨県 | ① (北杜市) | 香川県 | ① (三豊市) |
| 長野県 | ④ (辰野町、松川町、飯綱町、飯田市) | 愛媛県 | ① (今治市) |
| 静岡県 | ③ (藤枝市、掛川市、川根本町) | 福岡県 | ① (うきは市) |
| 新潟県 | ② (新発田市、佐渡市) | 長崎県 | ① (南島原市) |
| 富山県 | ② (南砺市、富山市) | 熊本県 | ② (山都町、南阿蘇村) |
| 石川県 | ② (珠洲市、羽咋市) | 大分県 | ③ (臼杵市、佐伯市、豊後高田市) |
| 福井県 | ① (越前市) | 宮崎県 | ④ (綾町、高鍋町・木城町、えびの市) |
| 岐阜県 | ① (白川町) | 鹿児島県 | ④ (南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町) |
| 愛知県 | ③ (東郷町、南知多町、岡崎市) | | |
| 三重県 | ③ (伊賀市、尾鷲市、名張市) | | |

計 90地区 (91市町村)
※R5新規は下線



令和4年度 55市町村



新たに36市町村で
取組を開始

令和5年度 91市町村

(参考1) 有機農業の取組面積が耕地面積に占める割合が高い市町村

令和4年度に実施した「令和3年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」において、一定程度、有機農業の取組面積を753市町村のうち、公表について「可」との回答があった市町村のみを掲載。

| | 市町村 | 有機農業の取組面積 (ha) | 耕地面積に占める割合 |
|----|------------|----------------|------------|
| 1 | 馬路村（高知県） | 52 | 81% |
| 2 | 西川町（山形県） | 75 | 15% |
| 3 | 柴田町（宮城県） | 123 | 13% |
| 4 | 小坂町（秋田県） | 90 | 11% |
| 5 | 江津市（島根県） | 63 | 10% |
| 6 | 大蔵村（山形県） | 121 | 9.8% |
| 7 | 様似町（北海道） | 92 | 8.9% |
| 8 | 大野市（福井県） | 367 | 8.7% |
| 9 | 北中城村（沖縄県） | 5 | 8.7% |
| 10 | 綾町（宮崎県） | 59 | 8.6% |
| 11 | 川根本町（静岡県） | 44 | 8.5% |
| 12 | 湯前町（熊本県） | 46 | 8.1% |
| 13 | 尾鷲市（三重県） | 5 | 7.6% |
| 14 | 小田原市（神奈川県） | 113 | 6.5% |
| 15 | 川本町（島根県） | 21 | 6.1% |

| | 市町村 | 有機農業の取組面積 (ha) | 耕地面積に占める割合 |
|----|-----------|----------------|------------|
| 16 | 吉賀町（島根県） | 44 | 5.2% |
| 17 | 西原町（沖縄県） | 6 | 5.1% |
| 18 | 興部町（北海道） | 314 | 5.0% |
| 19 | 小国町（山形県） | 51 | 5.0% |
| 20 | 赤村（福岡県） | 19 | 4.9% |
| 21 | 滝上町（北海道） | 166 | 4.6% |
| 22 | 五ヶ瀬町（宮崎県） | 28 | 4.0% |
| 23 | 神崎町（千葉県） | 29 | 3.9% |
| 24 | 豊岡市（兵庫県） | 191 | 3.9% |
| 25 | 霧島市（鹿児島県） | 216 | 3.8% |
| 26 | 湧水町（鹿児島県） | 67 | 3.8% |
| 27 | 中泊町（青森県） | 140 | 3.8% |
| 28 | 松前町（愛媛県） | 31 | 3.6% |
| 29 | 赤井川村（北海道） | 29 | 3.6% |
| 30 | 須恵町（福岡県） | 5 | 3.6% |

(参考2) 有機農業の取組面積が大きい市町村

令和4年度に実施した「令和3年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」において、一定程度、有機農業の取組面積を753市町村のうち、公表について「可」との回答があった市町村のみを掲載。

| | 市町村 | 有機農業の取組面積 (ha) | 耕地面積に占める割合 |
|----|-----------|----------------|------------|
| 1 | 標茶町（北海道） | 418 | 1.4% |
| 2 | 大野市（福井県） | 367 | 8.7% |
| 3 | 興部町（北海道） | 314 | 5.0% |
| 4 | 浜中町（北海道） | 294 | 2.0% |
| 5 | 釧路市（北海道） | 223 | 2.1% |
| 6 | 霧島市（鹿児島県） | 216 | 3.8% |
| 7 | せたな町（北海道） | 204 | 3.5% |
| 8 | 北見市（北海道） | 203 | 0.9% |
| 9 | 豊岡市（兵庫県） | 191 | 3.9% |
| 10 | 枝幸町（北海道） | 174 | 1.6% |
| 11 | 滝上町（北海道） | 166 | 4.6% |
| 12 | 菊池市（熊本県） | 166 | 2.8% |
| 12 | 丹波市（兵庫県） | 163 | 3.0% |
| 14 | 美瑛町（北海道） | 158 | 1.3% |
| 15 | 中標津町（北海道） | 152 | 0.6% |

| | 市町村 | 有機農業の取組面積 (ha) | 耕地面積に占める割合 |
|----|------------|----------------|------------|
| 16 | 志布志市（鹿児島県） | 141 | 2.2% |
| 17 | 中泊町（青森県） | 140 | 3.8% |
| 18 | 福井市（福井県） | 134 | 1.7% |
| 19 | 柴田町（宮城県） | 123 | 13.1% |
| 20 | 山都町（熊本県） | 122 | 2.5% |
| 21 | 大蔵村（山形県） | 121 | 9.8% |
| 22 | 小田原市（神奈川県） | 113 | 6.5% |
| 23 | 一関市（岩手県） | 111 | 0.6% |
| 24 | 越前市（福井県） | 110 | 3.0% |
| 25 | 上富良野町（北海道） | 105 | 1.6% |
| 26 | 丹波篠山市（兵庫県） | 94 | 2.2% |
| 27 | 北杜市（山梨県） | 93 | 1.8% |
| 28 | 様似町（北海道） | 92 | 8.9% |
| 29 | 小坂町（秋田県） | 90 | 10.7% |
| 30 | 鶴岡市（山形県） | 90 | 0.5% |

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、物流の効率化、販路拡大等、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりへの支援や、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出します。

<事業の内容>

1. 有機農業産地づくりの推進

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援します。

2. 飛躍的な拡大産地の創出 New

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「新たな有機農業実施計画」の実現に向けて、他の行政区や地域外の実需者など幅広い関係者と連携しながら、高能率作業機械や大口輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

3. 展開・普及の促進

都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

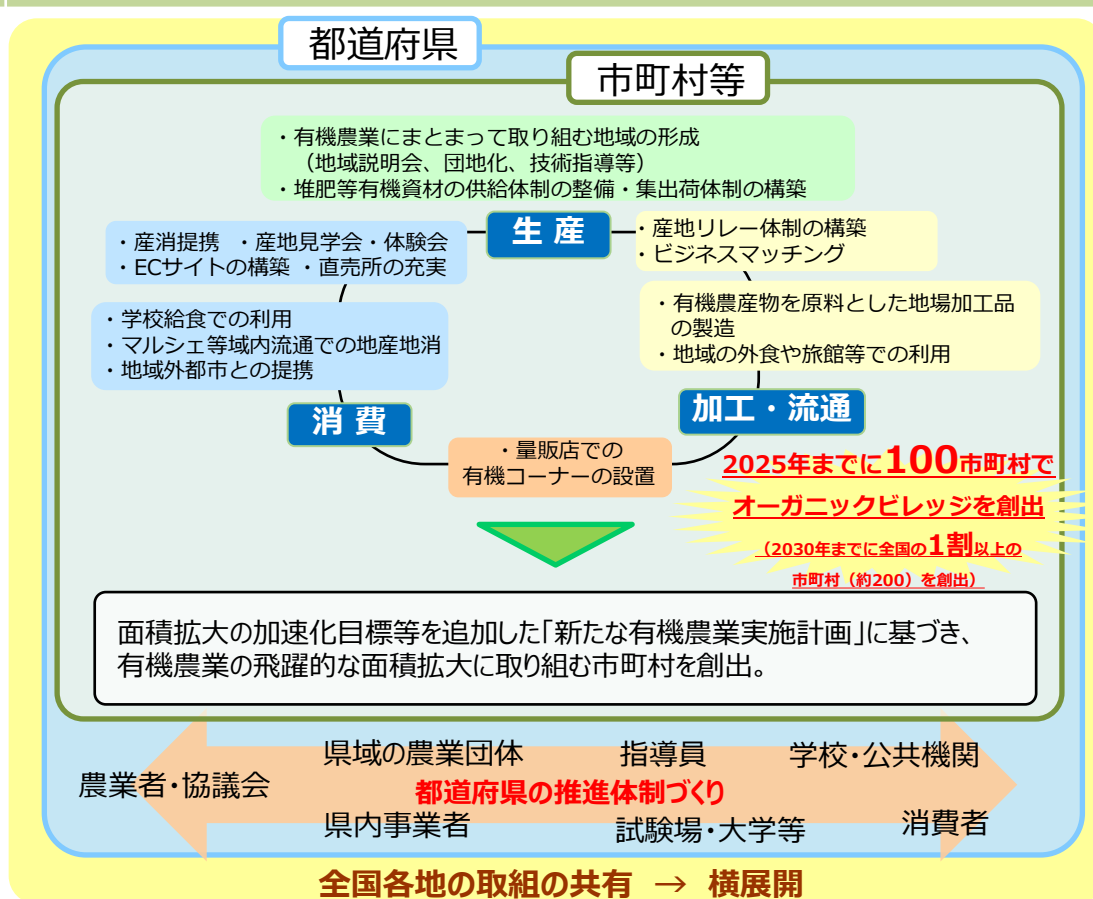
- ・事業実施主体の市町村又は、協議会の所在する市町村において、有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている又は結ばれる予定である場合
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合 等

<事業の流れ>

定額、1/2以内



<事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

＜事業目標＞

- 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年度まで])

＜事業の内容＞

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)
- ② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価 : 2万円/10a以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

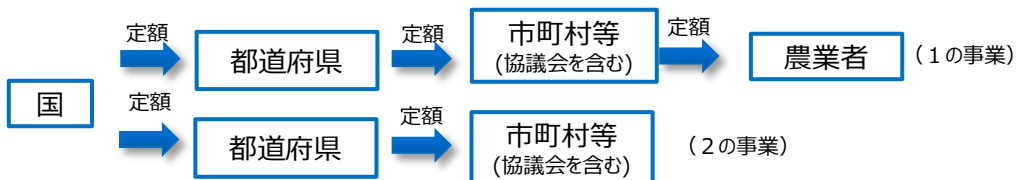
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員(農業者、民間団体等)が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業イメージ＞



慣行から有機農業への転換

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、地方公共団体が農林漁業者、事業者等と連携して行う地域の**みどりの食料システム基本計画の点検・改善、情報発信**、モデル地区の創出や農林漁業者の認定に向けた推進指導及びモデル地区の創出を担う**有機農業指導員等の育成・確保**等の取組を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. みどりの食料システム基本計画の点検・改善、情報発信等

地方公共団体が農林漁業者、事業者等と連携して行う地域の**みどりの食料システム基本計画の点検・改善等**に向けた取組及び基本計画に係る**関係者説明会の開催やパンフレット・動画の作成等の情報発信**を支援します。

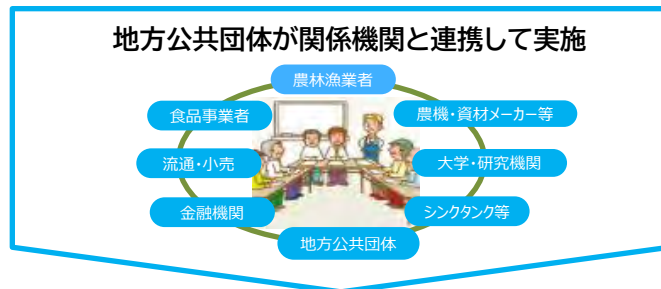
本メニューは、みどりの食料システム法に基づく基本計画の実現に向けて**特定区域の設定や有機協定の締結**に係る案件形成、**農林漁業者の認定**に対する推進指導等を通じて地方公共団体の体制強化を図るものです。

2. 有機農業指導員等の育成・確保

有機農業、グリーンな栽培体系、スマート農業等に係る取組の指導体制を整備するため、**有機農業指導員等の育成及び普及に向けた指導活動等**を支援します。

- ①有機農業指導員
- ②有機農業指導員以外の専門指導員

○みどりの食料システム基本計画の点検・改善等



○有機農業指導員等の育成・確保

専門指導員等の育成・確保

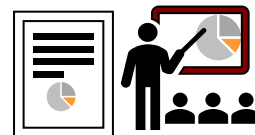
モデル的取組の指導・助言を行う人材の育成、普及に向けた農業者等に対する指導活動を支援

- ・講習会参加
- ・研修会開催 等

モデル的取組

- ・現地研修
- ・実践的な指導活動 等

研修会



○計画に基づく取組の実施

- みどりの食料システム法の運用
 - ・特定区域の設定や有機協定の締結、農林漁業者の認定に向けた推進
- 総合対策各メニューの活用
 - ・スマート化や環境負荷低減の取組
 - ・農林水産物の付加価値向上
 - ・関係者の行動変容と相互連携

○情報発信

みどりの戦略の実現を図る地方公共団体・農林漁業者等へ情報発信



○みどりの食料システム基本計画の点検・改善

取組の実施による課題を踏まえた基本計画の見直し・改善

計画に基づく取組の定着

持続可能な食料システムの実現

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進するため、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成、有機農業者グループ等による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた国産原料を使用した有機加工食品の生産拡大や事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援します。

1. 人材育成

- ア 有機農業指導活動促進事業
 有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動や教育・研修プログラムの作成を支援します。
 - イ 有機農業新規参入者技術習得等支援事業
 新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する講習受講等を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の研修会の開催に必要な経費を支援します。
- （○みどりの食料システム戦略推進交付金のうち推進体制整備
 有機農業や制度等について農業者に指導・助言を行う人材（有機農業指導員）の育成・確保等を支援します。

2. 安定供給体制構築

- 有機農産物安定供給体制構築事業
 有機農業者グループでの技術の共有・習得、共同の販路確保に向けた取組や、オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言等を支援します。

3. 需要喚起、販路拡大

- ア 有機加工食品原料国産化支援事業
 生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大の取組を支援します。
- イ 国産有機農産物等需要拡大支援事業
 小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援します。

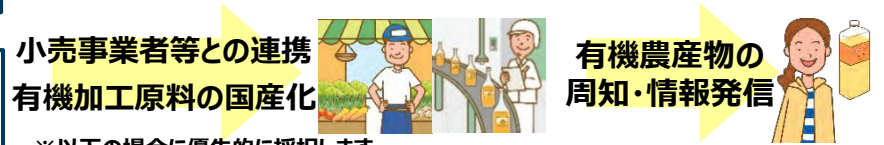
1. 人材育成



2. 安定供給体制構築

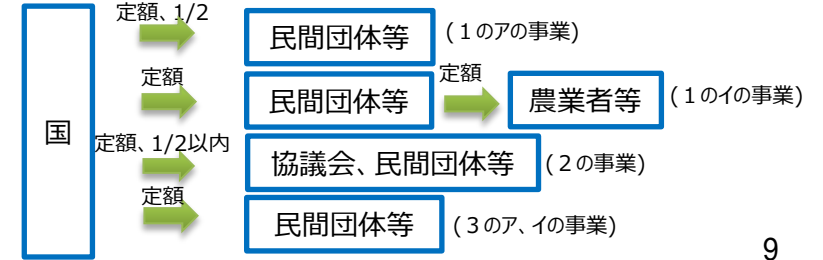


3. 需要喚起、販路拡大



※以下の場合に優先的に採択します
 ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
 ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



有機農業指導活動促進事業

<対策のポイント>

有機農業に取り組もうとする農業者への技術習得を促進するため、広域的に有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が農業者に対し行う現地指導を行う取組や、栽培・採種技術習得のための手引きの作成等の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 有機農業指導活動促進事業

都道府県域を越えて活動する**有機の栽培技術の提供を行う民間団体等**が、**農業者に指導・助言を行う活動等を支援**します。

① 有機農業の技術習得の促進

有機農業関係の現地指導を行う民間団体が、**農業者向け講習会の開催**や**農業者に現地指導を行う取組を支援**します。

② 研修体制の強化

有機農業関係の研修を行う施設において、農業者に指導を行うために必要な**実証ほ**、**採種場の設置**、**研修カリキュラムの作成等を支援**します。

③ 有機農業に関する教育の推進

有機農業関係の**教育機関**における**有機JAS認証の取得**、**実証ほ場の設置**、**農業者の招へい**、**有機農業体験事業等の取組を支援**します。

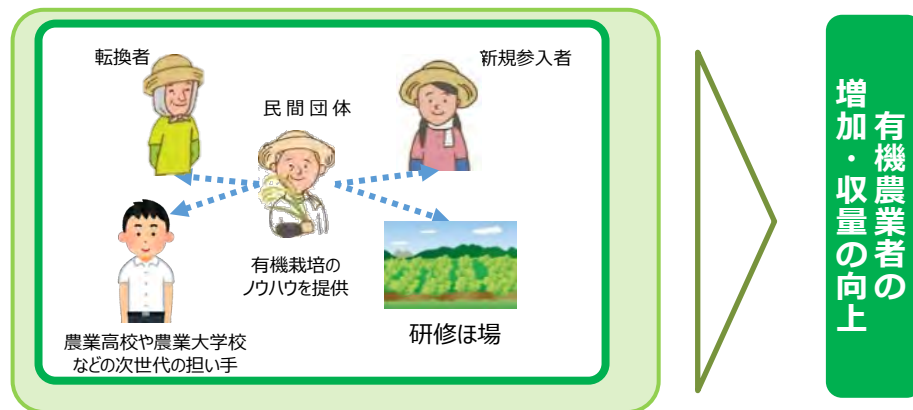
<事業の流れ>



<事業イメージ>

現状の課題

- 農業者が有機農業を始める場合や、技術習得をする際に相談できる機関が在住都道府県にない、もしくは品目限定となっている地域が多い。
- 有機農業関係の教育が可能な施設は限られている。



<対策のポイント>

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査**（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組や**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

<事業の内容>

1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査**（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を支援するとともに、**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



有機農産物安定供給体制構築事業

<対策のポイント>

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、**技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援するとともに、有機農産物の**安定供給体制の構築**を推進するため、**産地における販売戦略の助言等**や**産地や自治体間の連携を促す取組**を支援します。

<事業の内容>

1.オーガニック産地育成事業（地区推進事業）

農業者等による現場の先進的な**取組の横展開**を推進するため、

- ① 栽培や経営に関する**技術研修会の開催等**
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む**新たな販路確保に向けた取組**
- ③ **生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援します。

2.オーガニックプロデューサー支援事業（全国推進事業）

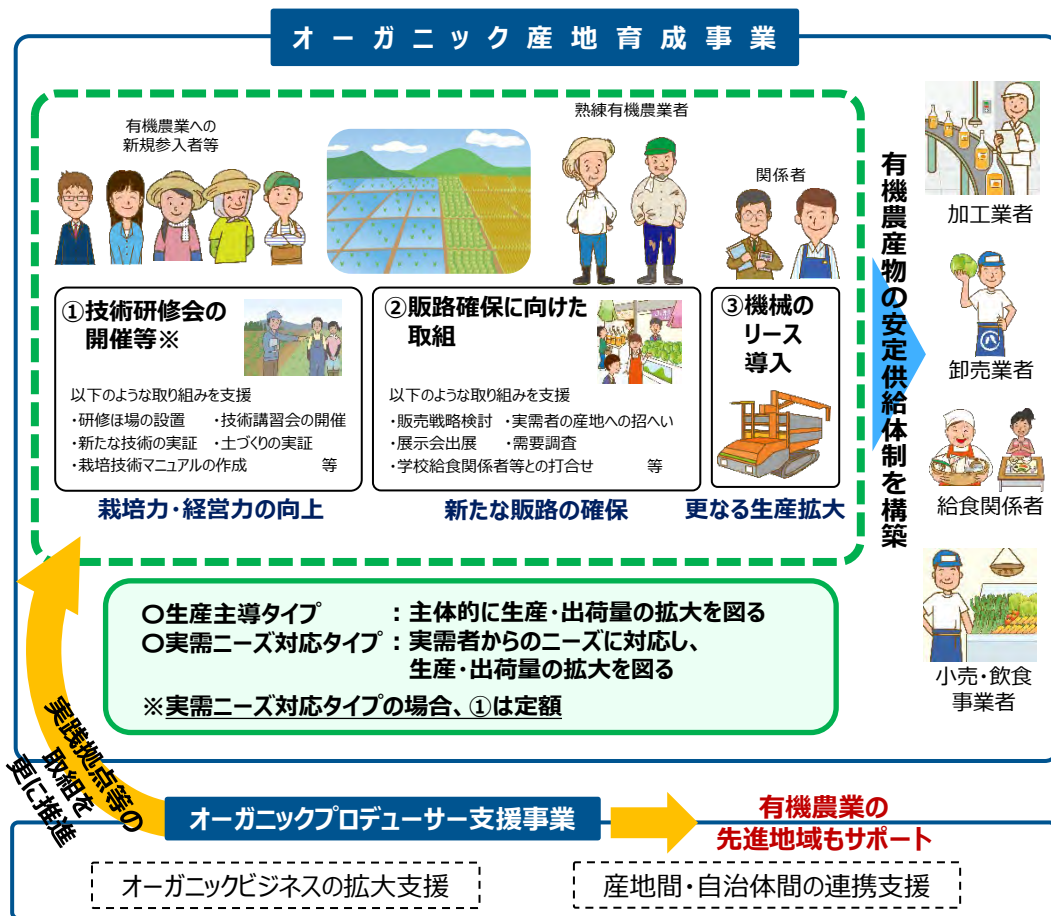
有機農産物の安定供給体制を推進するため、

- ① 産地における**販売戦略の企画・提案・助言**を行うオーガニックプロデューサーの派遣
- ② **産地や自治体間（モデル的先進地区を含む）の連携促進**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



有機加工食品原料国産化支援事業 New

<対策のポイント>

有機加工食品原料の輸入から国産への置き換えを促進するため、生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む**流通、加工等の事業者等**が行う**国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大**の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 国産有機加工原料産地調整・共同調達実証

有機加工食品を取り扱う流通加工事業者と産地との広域的な連携の下、事業者の需要の取りまとめや、輪作体系も含めた作付け計画の調整、原料の共同調達に係るモデル的な取組を支援します。

2. 事業者向けセミナー等の開催支援

国産有機食品を取り扱う者の増加及び事業者の有機食品の理解を深めるため、流通・加工等の事業者に対して行う、

- (1) 有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例紹介
- (2) 流通の効率化に向けた事例紹介や現場への専門家の派遣
- (3) 事業者向け情報の発信（有機農産物の品質、利用方法等）

についての講習会の開催等を支援するとともに、有機農業に取り組む**生産者**と有機農産物の取扱いを希望する**流通・加工事業者とのマッチング**を推進します。

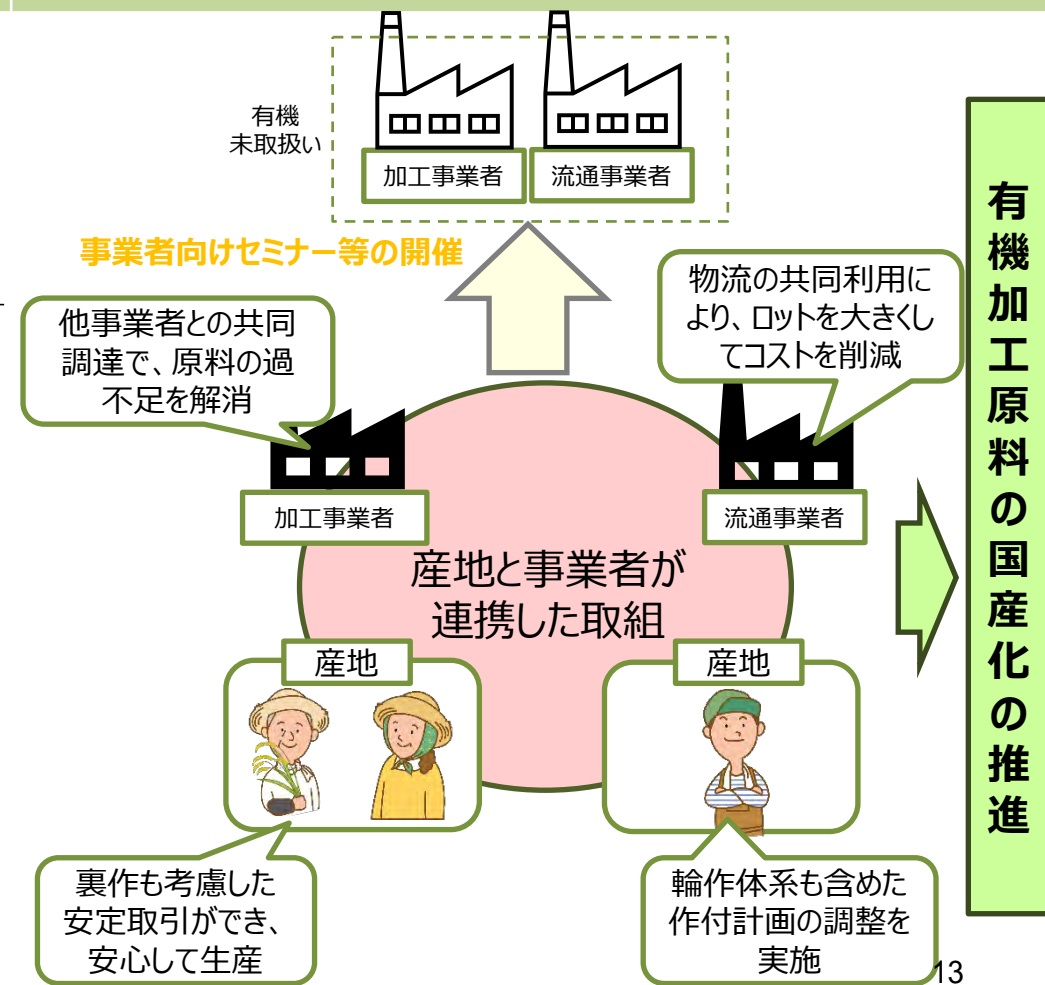
3. オーガニック産地育成事業（再掲）

農業者等による現場の先進的な取組を横展開するため、生産者や流通事業者が産地と連携して、共同便の運航による流通コストの削減等**流通の効率化**に関する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



国産有機農産物等需要拡大支援事業 New

<対策のポイント>

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援します。

<事業の内容>

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、消費者への啓発や展示会への出展等の取組を支援します。

2. 有機農産物等認知度向上支援事業

有機農産物等の認知度向上のため、表示制度のセミナーや教育コンテンツを作成及び広報する取組を支援します。

3. 有機農業環境保全効果訴求事業

生産現場での環境保全の取組や生物多様性の保全の効果など有機農業の環境保全効果を消費者に訴求するための取組を支援します。

<事業イメージ>

・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要

本事業のイメージ
(の取組を支援)



<事業の流れ>



・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業の内容>

1. **グリーンな栽培体系への転換**

農業生産における環境負荷軽減の取組を推進するため、各産地において、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援**します。

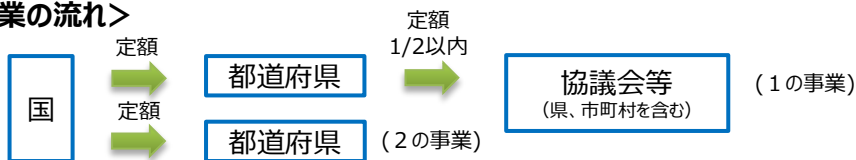
- ① 産地に適した**環境にやさしい栽培技術**※、**省力化に資する先端技術等**の検証
 ※ 化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術
- ② ①の検証に必要な**スマート農業機械等**の導入
- ③ ①と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する**消費者の理解醸成**
- ④ **グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成**
 産地内への普及に向けた**産地戦略（ロードマップ）の策定**
- ⑤ 栽培マニュアルや産地戦略の**関係者への情報発信**（HPへの掲載等）

2. **都道府県域への展開**

グリーンな栽培体系を都道府県域に展開するため、展開先産地等における検討会や研修会の開催、展示ほの設置等の取組を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. **グリーンな栽培体系への転換**

検討会の開催：各産地の関係者による取組方針の検討等

検証に必要なスマート農業機械等の導入（選択）

グリーンな栽培体系の検証：環境にやさしい栽培技術＋省力化に資する先端技術等の検証



グリーンな栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

消費者の理解醸成（選択）

産地戦略に基づくグリーンな栽培体系の普及・定着

・売り場での情報発信
 ・消費者向けセミナー開催
 ・農業体験 など

2. **都道府県域への展開**

展開先産地等における検討会

研修会、実演会の開催

展示ほの設置

グリーンな栽培体系の都道府県域への展開



環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度予算概算要求額 2,841 (2,650) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,737 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

| 全国共通取組 | | 交付単価 (円/10a) |
|------------------|---|------------------|
| 有機農業 業 注1) | そば等雑穀、飼料作物以外 | 12,000 |
| | このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。 | |
| | そば等雑穀、飼料作物 | 3,000 |
| | 堆肥の施用 | 4,400 |
| | カバークロープ | 6,000 |
| | リビングマルチ (うち、小麦・大麦等) | 5,400 (3,200) |
| | 草生栽培 | 5,000 |
| | 不耕起播種注3) | 3,000 |
| | 長期中干し | 800 |
| | 秋耕 | 800 |



- 注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めものではありません。
- 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

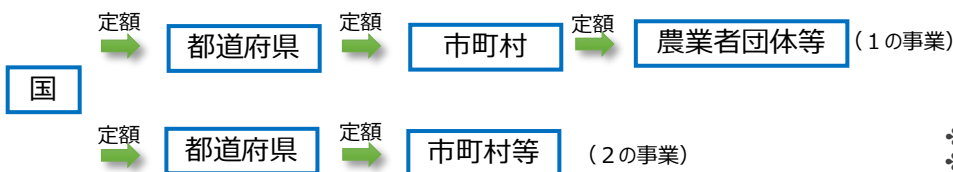
▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

<事業の流れ>



有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

有機農業を生かして地域振興につなげている自治体や、これから取り組みたいと考える自治体、民間企業・民間団体の情報交換等の場として「**有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク**」を設置し、**自治体間の情報共有等を促進**

令和5年8月21日時点で**89市町村22県3団体**が参加

市町村会員

| | | | | | | | |
|-----|-------|------|------|------|-------|-----|-------|
| 北海道 | 安平町 | 千葉県 | いすみ市 | 三重県 | 尾鷲市 | 山口県 | 宇部市 |
| 青森県 | 黒石市 | | 木更津市 | 滋賀県 | 甲賀市 | | 長門市 |
| | 五戸町 | | 山武市 | 京都府 | 亀岡市 | 徳島県 | 小松島市 |
| 秋田県 | 大潟村 | | 匝瑳市 | 兵庫県 | 市川町 | 福岡県 | うきは市 |
| | 大館市 | | 佐倉市 | | 丹波市 | 長崎県 | 南島原市 |
| 山形県 | 川西町 | 神奈川県 | 相模原市 | | 丹波篠山市 | 熊本県 | 山都町 |
| | 鶴岡市 | | 小田原市 | | 宍粟市 | | 南阿蘇村 |
| | 米沢市 | 新潟県 | 佐渡市 | | 養父市 | 大分県 | 臼杵市 |
| | 新庄市 | 富山県 | 南砺市 | | 淡路市 | | 佐伯市 |
| | 高島町 | 福井県 | 池田町 | | 豊岡市 | | 豊後高田市 |
| 福島県 | 磐梯町 | 山梨県 | 北杜市 | | 上郡町 | 宮崎県 | 綾町 |
| | 二本松市 | 長野県 | 松川町 | | 神戸市 | | 木城町 |
| 茨城県 | 常陸大宮市 | | 飯田市 | | 加東市 | | 高鍋町 |
| | 笠間市 | | 辰野町 | | 朝来市 | | 南さつま市 |
| 栃木県 | 小山市 | 岐阜県 | 飯綱町 | 奈良県 | 宇陀市 | | 湧水町 |
| | 市貝町 | 静岡県 | 白川町 | 和歌山県 | 天理市 | | 南種子町 |
| | 塩谷町 | | 掛川市 | 島根県 | 和歌山市 | | 喜界町 |
| | 宇都宮市 | | 藤枝市 | | 浜田市 | | 徳之島町 |
| 群馬県 | 高山村 | 愛知県 | 東郷町 | | 江津市 | | |
| | 甘楽町 | | 大府市 | | 吉賀町 | | |
| 埼玉県 | 小川町 | | 南知多町 | | 邑南町 | | |
| | | | 美浜町 | | 大田市 | | |
| | | | 豊川市 | 岡山県 | 和気町 | | |
| | | | あま市 | 広島県 | 東広島市 | | |
| | | | 武豊町 | | 神石高原町 | | |

都道府県会員

青森県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

民間企業・民間団体会員

(一社)日本有機農産物協会
井関農機(株)
(株)INGEN

★参加は随時受付★

お問合せ先：農産局農産政策部農業環境対策課 (03-6744-2114)
HP：<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyoyuuki/jichinet.html>



事例報告セミナーの開催状況

【今年度】

令和5年7月

「**有機農産物の生産・利用拡大に向けた地域間の連携（オーガニックブリッジの取組）**」をテーマに、有機農業の体験を通じた生産地と消費地との交流や、都市部における有機農産物の利用などの先進事例について紹介（大阪府泉大津市、山形県鶴岡市、新潟県佐渡市）



【過去】

平成30年度

- ネットワーク設立準備会合
全国6市町村の有機農業推進の取組事例の紹介・共有

令和元年



- 給食から広がる有機農業産地づくり
(千葉県いすみ市・愛知県東郷町)
- 加工品・マーケティングセミナー（株）こだわりや
- 有機農産物の販路拡大のための自治体のチャレンジ
(大分県臼杵市・島根県)

令和2年



- 耕作放棄地を活用した有機農業の取組拡大
(株)アグリグリーンハート、(株)ONE DROP FARM、千葉県有機農業推進協議会)
- 有機農産物物流効率化セミナー2021
(取組紹介、国産有機サポーターズからの意見等)
- 有機農産物の学校給食での使用、ネットワーク化
(名古屋大学 香坂研究室主催)

令和3年



- 有機農産物の地域での消費拡大、学校給食への導入等
(千葉県木更津市等)
- オーガニックライフスタイルEXPOで実施
- 自治体による有機農業技術習得支援の取組、学校給食への有機食材導入の経過等

令和4年



- 有機農業の拡大に向けた地域ぐるみの取組、学校給食での試行的な利用、スマート機械の導入等
(青森県黒石市、茨城県常陸大宮市、徳島県小松島市等)
- オーガニックライフスタイルEXPOで実施
- オーガニックピレッジ全国集会を開催
(鹿児島県南さつま市、熊本県山都町、千葉県木更津市、宮崎県高鍋町、奈良県宇陀市等の市町村長から報告)

令和5年度未来につながる 持続可能な農業推進コンクール

持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善、普及等に取り組んでいる農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等を表彰します。自薦・他薦は問いません。皆様のご応募をお待ちしております。

表彰部門：GAP部門及び有機農業・環境保全型農業部門

応募できる方

・GAP部門

第三者認証を備えたGAP（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPをいう。以下同じ。）を取得、又は「国際水準GAPガイドライン」（令和4年3月8日策定）に基づく国際水準GAP（以下「国際水準GAPガイドラインの準拠確認を得たGAP等」という。）を実践し、かつ、継続的な国際水準GAPの取組を通じて、農業経営の改善や持続可能性の確保等について顕著な成果を上げている農業者、農業団体、自治体、教育機関等。

また、第三者認証を備えたGAPを取得、又は国際水準GAPガイドラインの準拠確認を得たGAP等を実践している農場の農畜産物（以下「GAP農畜産物」という。）の消費拡大や普及推進に取り組み、顕著な成果を上げている流通・加工業者、自治体等。

・有機農業・環境保全型農業部門

有機農業を始めとする環境保全型農業の取組を通じて、地域づくりや有機農産物の生産・消費の拡大、環境負荷低減や生物多様性など環境の保全等に顕著な成果を上げている農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等。

表彰の内容

農林水産大臣賞

- ・GAP部門 1点以内
- ・有機農業・環境保全型農業部門 1点以内

農産局長賞、畜産局長賞 合わせて6点以内

- ・GAP部門 3点以内
個別経営の部、団体の部、人材育成の部
- ・有機農業・環境保全型農業部門 3点以内
個別経営の部、団体の部、人材育成の部



▲令和4年度 受賞者の皆様

過去の受賞者の取組の詳細はこちら



◀GAP部門

有機農業・環境保全型
農業部門▶



※GAP部門の人材育成の部は、農業教育機関の取組が対象になります。

応募期間

令和5年8月4日（金）～
10月31日（火）

※農業環境対策課に直接提出の場合11月16日（木）まで

たくさんのご応募お待ちしております！

主催

農林水産省

詳細はこちら！



令和4年度の農林水産大臣賞の受賞者のとりくみ

GAP部門

イシハラフーズ株式会社



・GAPの取組等を記録し、**社員間でリアルタイムに共有できる独自の営農アプリを自社開発**。各ほ場にあるQRコードをスマホで読み込み、日時やほ場情報を自動入力。

・自社の化学分析担当による**土壌分析に基づいた「土づくり」を実施**。
・**フィールドマンを置き、作物の生育や病害虫の発生、農薬散布を一元管理**。



・地域の経営改善活動グループに設立当初から参加し、**地域や経営課題に取り組む中で、参加法人4社がGAP認証を取得**。

有機農業・環境保全型農業部門

くらぶち草の会



・「土づくり」を栽培の基礎とし、**地元で手に入る資材を用いた堆肥の利用等により、地域全体で高い収量を確保（慣行比8～10割）**。

・オイシックス・ラ・大地（株）等の販売事業者との**契約に基づく計画生産により安定した所得を確保**。



・**滞在型の研修施設を整備し、県内外からの移住定住による有機農業の人材確保に取り組む**。

応募方法

- ◆ 応募書類は、以下の農林水産省ホームページからダウンロードできます。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/r5_konkuru.html
- ◆ 応募書類に必要事項をご記入の上、下記の応募先にお送りください。

応募先

各都道府県GAP担当、有機農業・環境保全型農業担当等の部署
または農林水産省農産局農業環境対策課

たくさんのご応募
お待ちしております！

各地方農政局等問合せ先



コンクール全般に関するお問合せは、お住まいの地域の各地方農政局等をお願いします。

| 地域 | お問合せ先 | 連絡先（電話番号） |
|-------------------|-------------------------|---|
| 北海道 | 北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 | 011-330-8807 |
| 東北 | 東北農政局 生産部 生産技術環境課 | 022-221-6214 |
| 関東 | 関東農政局 生産部 生産技術環境課 | 048-740-0439 |
| 北陸 | 北陸農政局 生産部 生産技術環境課 | 076-232-4893 |
| 東海 | 東海農政局 生産部 生産技術環境課 | 052-746-1313 |
| 近畿 | 近畿農政局 生産部 生産技術環境課 | 075-414-9722 |
| 中国・四国 | 中国四国農政局 生産部 生産技術環境課 | 086-230-4249 |
| 九州 | 九州農政局 生産部 生産技術環境課 | 096-300-6275 |
| 沖縄県 | 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 | 098-866-1653 |
| 農林水産省 農産局 農業環境対策課 | | 03-3502-8111（代表） （GAP）内線 4852 （有機・環境保全型農業）内線 4840 |

応募者募集

都道府県に提出する場合：10月31日（火）まで
農業環境対策課に提出する場合：11月16日（木）まで